

平成16年（行ウ）第372号 住基ネット受信義務確認等請求事件

直送済

原告 杉 並 区

被告 東 京 都 外1名

証 拠 申 出 書

平成17年11月8日

東京地方裁判所民事第38部合A係 御中

原告訴訟代理人

弁 護 士 吉 川 基 道

同 藤 田 康 幸

同 市 川 和 明

1 人証の表示

〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1

杉並区役所

原告代表者 杉並区長 山 田 宏

(同行 主尋問時間60分)

## 2 立証趣旨

住基法30条の5第1項による本人確認情報の東京都への通知に関し、当面、通知希望者についてのみ通知するとの判断を行うにつき区長として考慮した事項について立証する。

具体的には、特に、原告準備書面(5)「第6」(18頁以下)において主張したとおり、杉並区には住民の自治意識が高いことなどの特性があること、それに対応して、区民の自主性・自立性を尊重すべきことなどを定めた自治基本条例が区の最高規範として早期に制定されるに至ったこと、また、他の自治体に先駆けて個人情報保護条例が制定されるなど早期から個人情報の保護に努めてきた経過があること、住基ネットに関する区民アンケート調査の結果等から本人確認情報の東京都への通知につき強い危惧が示されたこと、横浜市の住基ネットの扱いに関する状況についての情報を得たこと、杉並区に住基ネットに関する調査会議を設けて検討してきた経過、東京都・総務省との折衝の経過等を総合的に考慮して、住基法30条の5第1項による本人確認情報の東京都への通知に関し区長として裁量権を行使したことを立証する。

なお、通知希望者のみの本人情報を東京都が受信しないことによる損害についても併せて立証する。

## 3 尋問事項

別紙のとおり

尋 問 事 項 (原告代表者 杉並区長 山田 宏)

- 1 経歴等について
- 2 杉並区の特長について
- 3 杉並区の自治基本条例の制定について
- 4 杉並区における個人情報保護の経過について
- 5 住基ネットに関する区民の意見について
- 6 横浜市の住基ネットの扱いに関する状況についての情報の収集について
- 7 杉並区の情報公開・個人情報保護審議会等における検討の経過について
- 8 東京都・総務省との折衝の経過について
- 9 最終判断について
- 10 通知希望者のみの本人情報を東京都が受信しないことによる損害について
- 11 その他上記に関連する事項について

以上